

利根川下流部水面利用協議会の 開催経緯について

目 次

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 利根川下流部水面利用協議会の設立趣旨 | 1 |
| 2. 利根川下流部水面利用協議会の開催経緯 | 2 |
| 3. 第5回 利根川下流部水面利用協議会での議事概要 | 3 |

令和4年7月

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所

1. 利根川下流部水面利用協議会の設立趣旨

○協議会の設立趣旨

利根川の下流部は、低平地・穀倉地帯である千葉県と茨城県の県境を流下し、銚子沖で太平洋に注ぐ我が国有数の大河川であり、洪水等に対しての安全性や利水機能とともに、内水面漁業の場として利用され、近年においてはレクリエーションの場としても注目されています。また、利根川の景観はその悠々と自然の中をゆるやかに蛇行して流れる様が、人々にのどかで、のびやかな癒しの空間を与えています。

しかし、利根川下流部はこの広々とした河川空間・水面を有することから、近年、多様なレクリエーション利用の増加とともに、河川利用者間のトラブルや、許可を受けない栈橋の設置、持ち主の特定出来ない船舶の係留など、無秩序な利用形態が増えてきています。

特に係留船は従来の漁船などの係留に加えてプレジャーボートなども増えており、広く人々の利用に供すべき公共物である河川において、秩序を保ちつつ、人々に気持ちよく利用される河川空間を創出することは今後の大きな課題であります。

こうした無秩序な水面利用をこのまま放置することは、さらに問題を積み重ね、複雑化し解決の道を困難にする恐れがあり、河川法に基づく管理行政の公平性の観点からも放置することは出来ません。

したがって、学識者、水面利用関係者、行政関係部署で構成される利根川下流部水面利用協議会を設立し、利根川下流部の果たす多様な機能を保持しつつ、秩序ある水面利用の有り方について協議し、提言を行うものであります。

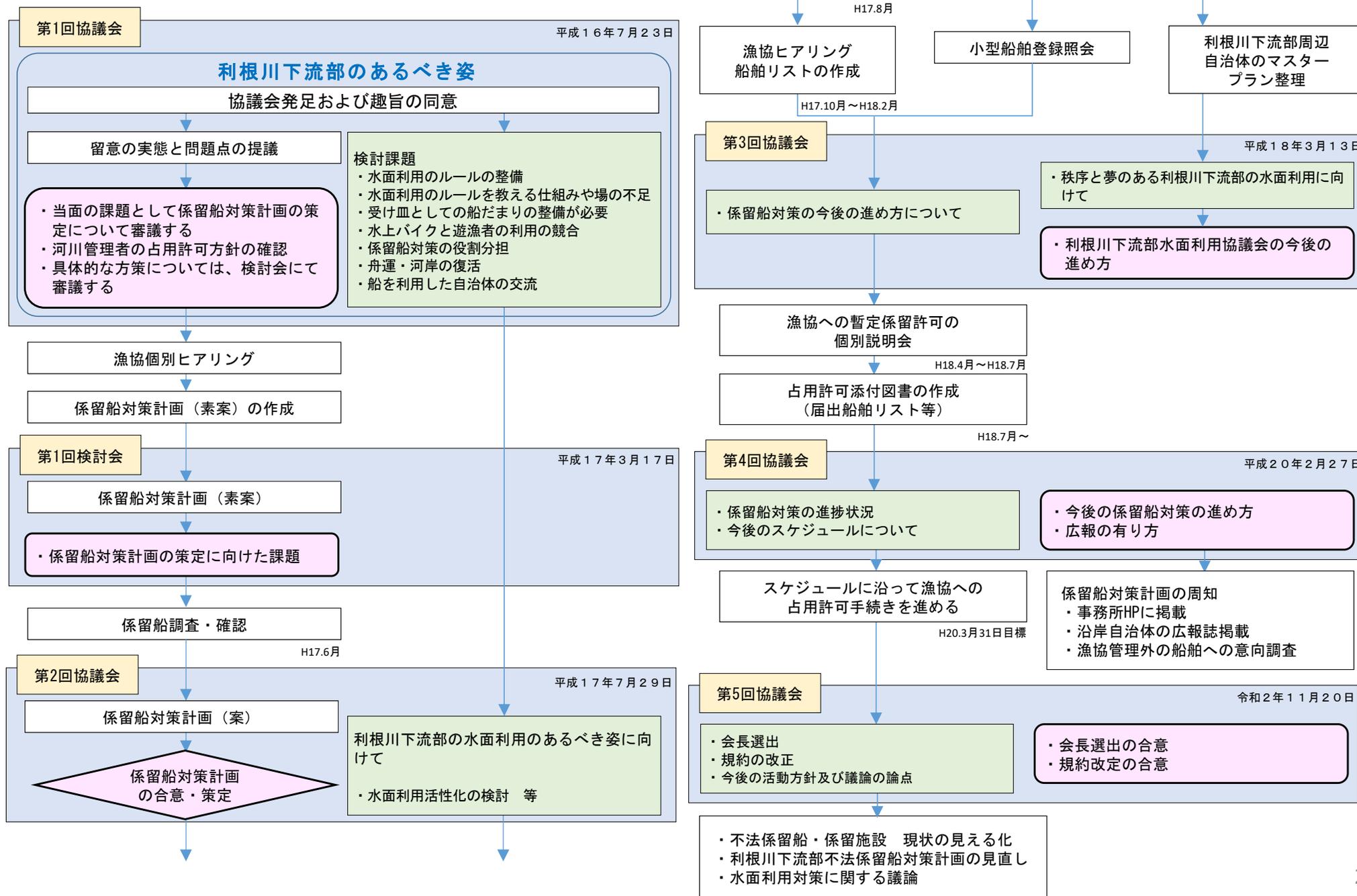
2. 利根川下流部水面利用協議会の開催経緯

○協議会の開催経緯

凡 例

- 実施・検討内容
- 協議会・検討会合意事項
- 主な議事

協議会：利根川下流部水面利用協議会
 検討会：利根川下流部水面利用協議会検討会



3. 第5回 利根川下流部水面利用協議会での議事概要

○第5回協議会で提示した「今後の活動方針と議論の論点」

① 不法係留船・係留施設 現状の見える化

◆不法係留船数・分布状況・対応状況・利用者アンケート等

② 放置船ゼロ隻の早期達成に関する議論

◆利根川下流部係留船対策計画の見直し

③ 水面利用対策に関する議論

◆プレジャーボート及びジェットスキー等の利用増加に伴う水上交通対策の検討



啓蒙活動(上記①～③)の重要性

上記①～③の議論を進めるため、利根川下流管内の不法係留船対策、及び水面利用の現状や問題点等について、関係者間で共有することが重要である。そのうえで、不法係留船を増やさないため、また、誰もが水面を安全に利用するため、利根川下流管内の地域特性を踏まえた実現可能な方策を検討していく必要がある。